

一般競争入札参加要領（土木施設維持管理）

入札参加希望者は、公告及び下記の事項を順守し、入札に参加して下さい。

記

1 入札参加準備

- (1) 入札に参加を希望する場合は、一般競争入札の参加申し込みを行う必要があります。
- (2) 適正な見積を行うため消防局総務課において、川越地区消防組合において制定すべき規則のうち川越市規則を準用する規則第2条の規定により準用される川越市契約規則（以下「契約規則」という。）等契約条項の確認及び仕様書の閲覧又は貸与を受けてください。
- (3) その他不明な点については、消防局総務課までお問い合わせください。

2 入札参加

次の事項に留意して入札に参加して下さい。

- (1) 入札の時間に遅れますと失格となりますので、公告等で、あらかじめ入札の執行場所及び執行日時を確認してください。
- (2) 契約規則第12条及び川越地区消防組合競争入札参加者心得第12条に該当する入札は、無効となります。
- (3) 入札書は、川越地区消防組合が指定する入札書により入札して下さい。
- (4) 入札参加申込者が2者に満たない場合は、原則として入札の執行を中止します。
- (5) 資本関係・人的関係調書

他の資格者（川越市競争入札参加資格者名簿又は川島町指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者）との間における資本関係・人的関係調書を提出して下さい。資本関係・人的関係に該当する場合には次のとおりです。

ア 資本関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

- (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ただし、上記（ア）及び（イ）の子会社には、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社及び民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）を含まない。

イ 人的関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

- (ア) 取締役が、他の資格者（更生会社等を除く。）の取締役を兼ねている場合

- (イ) 取締役が、他の資格者の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
ウ ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合
- (6) 川越市競争入札参加資格者名簿の登載で申し込む場合は川越市税、川島町指名競争入札参加資格者名簿の登載で申し込む場合は川島町税の納税証明等申請書兼証明書を提出してください。(川越市・川島町より課されている税がなくても提出して下さい。)

3 最低制限価格

最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格は、契約規則第10条第3項第5号により、予定価格の10分の7.5を下らない範囲において管理者が定める額とします。

詳細は「川越地区消防組合建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準」をご覧ください。

4 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）とします。ただし、財産の売り払い等については予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とします。
- (2) 最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格を下回った価格での入札は、無効となります。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札）、財産の売り払い等については予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、再度の入札に参加できるのは、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格を下回らない価格の入札をした者）に限ります。
- (4) 入札の回数は、3回を限度とし、落札者のない場合は、当該入札を不調とします。

5 入札の辞退

入札の参加申し込みをしても、入札の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができますので、辞退する場合は「入札辞退届」を提出して下さい。
(消防組合ホームページからダウンロードできます)

6 その他

- (1) 一般競争入札の参加資格要件、入札執行等については、当該入札執行の公告及び関係法令に基づいて執行致します。
- (2) 現場説明は行いません。
- (3) その他契約規則、川越地区消防組合競争入札等参加者心得等によるものとします。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から適用する。